

## 住居確保給付金について

### 1. 概要

- 離職等によって住居を喪失またはそのおそれのある方の家賃を、北区が賃貸住宅の貸主または管理会社等の不動産媒介事業者等へ代理納付する形で支給する制度です。申請者の手元に給付金が届くことはありません。あらかじめご承知おきください。
- 住宅ローンや借地代については対象となりません。
- 給付金を滞納した家賃へ充当することはできません。
- 給付金の対象となるのは家賃のみです。共益費、管理費等は対象外となります。
- 原則として1世帯1回（支給期間は原則3か月まで）支給を受けることができます。
- 申請にあたっては、収入要件、資産要件等がありますので、ご確認ください。
- 支給額（月額）は、世帯の収入により異なります。ご提出いただく収入に関する書類を確認し、審査のうえ決定します。
- 給付金を受給している間、毎月、収入を申告していただく必要があります。収入の申告は、世帯の収入に関する書類をご提出いただくことで行います。期日までに提出がない場合、給付金の支給が中止となりますのでご注意ください。
- 世帯の総収入（月額）が収入基準（表1をご参照ください。）を超えると給付金の支給は中止となります。

#### （1）支給上限額

世帯人員	上限額（月額）
単身	53,700円
2人	64,000円
3～5人	69,800円
6人	75,000円

- ▽ 実際に支払っている家賃（共益費、管理費等を除く）が上の表に示された額よりも低い場合は、実際に支払っている額が上限額となります。
- ▽ 世帯の収入額により、一部支給となる場合があります。支給額（月額）については5. 支給額をご参照ください。
- ▽ 実際に支払っている家賃額と支給額との差額については、ご自身で直接貸主等に支払う必要があります。

#### （2）支給期間

原則3か月

#### （3）支給方法

賃貸住宅の貸主または不動産媒介事業者等への代理納付

#### （4）対象

- ① 離職、自営業の廃業から2年以内の方で、就労能力及び意欲があり、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う方。（医師から一切の就業を認められていない方は対象外です。）
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響など、自身の責任や都合によらないことが原因で、離職や廃業と同程度の収入状況に陥った方。

## 2. 申請できる方の条件

- 1. 離職等の日まで世帯の生計を中心的に維持していた（世帯の「生計中心者」）  
※ 離職等の日まで世帯の中で最も収入が多かった人を指します。  
※ 必ずしも世帯主とは限りません。
- 2. 職業訓練給付金及び類似の給付金等を申請者及び同居の家族が受給していない。
- 3. 過去に住居確保給付金を受給していない。  
※ 今回の離職理由が「会社都合」による離職の場合を除きます。
- 4. 世帯全員の総収入が表1の金額以下である。  
※ 子（高校生以下、及び20歳未満の学生を除く）のアルバイト代も含めた就労収入、及び、年金、失業給付、児童手当などの各種手当などの定期的に支給される公的給付、親族等からの継続的な仕送りなど、すべての収入の合計額です。  
※ 就労収入及び年金は、手取り額ではなく、社会保険料等天引き前の総支給額（交通費支給額を除く）を合算します。  
※ 自営業の方は売上等の総収入から経費を引いた額を収入とします。  
※ 自営業の方の同居家族に就労収入や公的給付などの収入がある場合は、すべての収入の合計額が世帯の総収入になります。
- 5. 世帯全員の預貯金の合計が表2の金額以下である。  
※ 子も含む世帯全員分の預貯金の合計額です。  
※ 資産要件は金融資産により判断します。なお、債券、株式、投資信託、生命保険、個人年金保険等は含みません。  
※ 負債がある場合、金融資産と相殺しません。
- 6. 賃貸物件の賃貸借契約を貸主等と個別に行っている。  
※ ルームシェアなど、個別の賃貸借契約がされていない場合は対象外となります。  
※ 定期建物賃貸借契約を締結している場合も給付金支給の対象となりますが、契約期間満了による退去と同時に給付金の支給が中止となります。

<表1>収入要件

世帯人員	月収（世帯の総収入）
単身	137,700 円未満
2人	194,000 円未満
3人	241,800 円未満
4人	283,800 円未満
5人	324,800 円未満
6人	372,000 円未満

<表2>資産要件

世帯人員	世帯の預貯金額の合計
単身	504,000 円以下
2人	780,000 円以下
3人以上	1,000,000 円以下

- ★ 上記すべての項目に該当する方が申請できます。
- ★ 該当しない項目がある方は、別にご相談ください。

### 3. 申請から給付金支給までの流れ

- (1) 1. 概要 及び 2. 申請できる方の条件を確認し、住居確保給付金の支給対象となることを確認してください。
  - ※ 世帯の収入額によっては、給付金が一部支給（減額されての支給）となり、支給額が小額となることがあります。 5. 支給額 をご参照のうえ、ご自身の支給額をあらかじめ試算され、申請をご検討されることをおすすめします。  
なお、試算方法は、5. 支給額 に掲載しています。
  - ※ 該当しないが生活に困窮している方は、別にご相談ください。
- (2) 必要書類等（表 3 をご参照ください）がそろいましたら、**お電話でご予約ください。**
- (3) 予約日時に、必要書類等をご持参のうえ、ご来所ください。  
予約時間に遅れた場合、次にお待ちの方を先にご案内させていただくことがあります。
- (4) 【仮審査】窓口で収入要件、資産要件等を確認し、給付金の申請が可能か確認します。
- (5) 給付金の申請が可能と確認できた方には、窓口で①「住居確保給付支給申請書」及び「住居確保給付金申請時確認書」をご記入いただき、②「入居住宅に関する状況通知書」（住宅の貸主等と申請者が記入する書類）をお渡しします。
- (6) ②「入居住宅に関する状況通知書」の作成を、貸主または管理会社など不動産媒介業者に依頼してください。
  - ※ ②「入居住宅に関する状況通知書」の裏面は申請者が自筆で記入、捺印します。
- (7) 【申請受理】不動産媒介事業者等から作成済みの②「入居住宅に関する状況通知書」を受け取り、ご提出ください。書類に不備がなければ申請が受理されます。
- (8) 【審査】受理した申請書類を北区に提出します。審査は北区が行います。  
審査は、月末までに受理された申請について一括で行われます。
- (9) 支給が決定した場合は、「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。  
支給決定は、申請の翌月 20 日頃にされます。
  - ※ 審査の結果、支給が認められないと判断された場合には、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。
- (10) 【給付金の支給】申請の翌月末に、不動産媒介事業者等が指定した口座に、給付金が北区から直接振り込まれます。
- (11) 給付金の支給を受けている間は、毎月、就労状況及び世帯の収入をご報告ください。
  - ※ 世帯の収入（月額）が収入基準を超えると給付金の支給は中止となります。
  - ※ 世帯の収入（月額）が申請時より増えても、収入基準を超えなければ、給付金額は変わりません。
  - ※ 給付金の支給が一部支給だった世帯が、給付金を受けている期間中に、世帯の収入（月額）が基準額（5. 支給額をご参照ください）を下回った場合、支給額の変更を申請することができます。詳細はお問い合わせください。
- (12) 支給期間である 3 か月を超えてもなお、生活が困窮している状況が続く場合はご相談ください。

#### 4. 必要書類等

初回のご来所時に、次の書類等をご持参ください。

<表 3> 必要書類等

1	<b>本人確認書類</b>	□
	<p>いずれかをお持ちください。</p> <p><input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（写真付き。マイナンバー通知カードは不可）</p> <p><input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 住民票</p> <p><input type="checkbox"/> 在留カード（外国籍の方は必ずお持ちください。）</p>	
2	<b>(1)【離職、廃業の方】 離職、自営業の廃業から2年以内であることを示す書類</b>	□
	<p><input type="checkbox"/> 離職した方</p> <p>いずれかをお持ちください。</p> <p><input type="checkbox"/> 離職票 <input type="checkbox"/> 解雇通知書 <input type="checkbox"/> 有期雇用契約の非更新通知 <input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証</p> <p><input type="checkbox"/> 雇用主が発行する退職証明書 <input type="checkbox"/> 退職時に発行された退職年月日記載の源泉徴収票</p> <p><input type="checkbox"/> 廃業した方</p> <p><input type="checkbox"/> 廃業届など、廃業した年月日を確認できる書類</p>	
	<b>(2)【減収の方】 自身の責任や都合によらないことが原因で減収したことを示す書類</b>	□
	<p><input type="checkbox"/> 雇用主からの休業を命じる文書</p> <p><input type="checkbox"/> アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書（シフト表の写しなど）</p> <p><input type="checkbox"/> 請負契約等のアポイントメントがキャンセルになったことがわかる文書</p> <p><input type="checkbox"/> 飲食店等の「予約」がキャンセルになったことがわかる文書</p> <p><input type="checkbox"/> 飲食店等が休業していることがわかる文書</p> <p>※「文書」は紙媒体の通知に限らず、メールや店頭への張り紙の画像、ホームページでの告知などでも構いません。プリントしてお持ちください。</p>	
3	<b>収入要件を満たすことを示す書類 ※同居家族全員分が必要です。</b>	□
	<p><input type="checkbox"/> 就労収入がわかる書類（高校生以下、及び20歳未満の学生のアルバイト代を除く）</p> <p><input type="checkbox"/> 給与明細 <input type="checkbox"/> 給与が振り込まれている口座の通帳（来所する直前に記帳してください）</p> <p><input type="checkbox"/> 自営業の収入がわかる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 売り上げなどの収入と経費の両方が記載された帳簿</p> <p><input type="checkbox"/> 年金額がわかる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 年金支払額決定通知書 <input type="checkbox"/> 年金振込通知書 <input type="checkbox"/> 年金が振り込まれている口座の通帳</p> <p><input type="checkbox"/> 手当などの額がわかる書類</p> <p>児童手当認定通知書 児童扶養手当認定通知書 障害者手当認定通知書 など</p>	
4	<b>資産要件を満たすことを示す書類 ※同居家族全員分が必要です。</b>	□
	<p><input type="checkbox"/> 同居家族全員分の、すべての預貯金通帳（来所する直前に記帳してください）</p> <p>もしくは預金残高証明書</p>	
5	<b>居住可能な賃貸物件の賃貸借契約を個別に結んでいることを示す書類</b>	□
	<p><input type="checkbox"/> 現在居住している物件の賃貸借契約書</p>	
6	<b>印鑑</b>	□
	<p><input type="checkbox"/> 朱肉で押す認印（いわゆる三文判でよい。インキ浸透印（シャチハタなど）は不可。</p>	

※ 用意することができない書類がありましたら、ご相談ください。

## 5. 支給額

世帯人員	月収（世帯の総収入）	住居確保給付金支給額
単身	84,000円（基準額）以下	家賃額（上限額 53,700円）
	84,000円を超え 137,700円未満	家賃額（上限額 53,700円）－（月収－84,000円）
2人	130,000円（基準額）以下	家賃額（上限額 64,000円）
	130,000円を超え 194,000円未満	家賃額（上限額 64,000円）－（月収－130,000円）
3人	172,000円（基準額）以下	家賃額（上限額 69,800円）
	172,000円を超え 241,800円未満	家賃額（上限額 69,800円）－（月収－172,000円）
4人	214,000円（基準額）以下	家賃額（上限額 69,800円）
	214,000円を超え 283,800円未満	家賃額（上限額 69,800円）－（月収－214,000円）
5人	255,000円（基準額）以下	家賃額（上限額 69,800円）
	255,000円を超え 324,800円未満	家賃額（上限額 69,800円）－（月収－255,000円）
6人	297,000円（基準額）以下	家賃額（上限額 75,000円）
	297,000円を超え 372,000円未満	家賃額（上限額 75,000円）－（月収－297,000円）

（注）住居確保給付金の上限額は、1（1）支給上限額と実際に支払っている家賃を比較し、低い方の金額となります。

### <住居確保支給額の試算方法>

例1：単身世帯。家賃が50,000円、世帯の総収入額が100,000円だった場合

$$\text{住居確保給付金支給額} = 50,000 \text{円} - (100,000 \text{円} - 84,000 \text{円}) = 34,000 \text{円}$$

例2：3人世帯。家賃が80,000円、世帯の総収入額が220,000円だった場合

$$\text{住居確保給付金支給額} = 69,800 - (220,000 \text{円} - 172,000 \text{円}) = 21,800 \text{円}$$

## 6. ご予約先

北区社会福祉協議会      電話 03-3906-2352      〒114-0021 北区岸町1-6-17

## 7. 制度のお問い合わせ、ご相談、お申込み先

北区くらしとしごと相談センター      電話 03-6454-3104